

平成 30 年度第 3 回定期監査

監査の種別	地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査
監査の対象	福祉保健部 社会福祉課
監査の範囲	平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までにおける事務の執行
実施期間	平成 30 年 12 月 11 日から平成 31 年 2 月 26 日まで
監査委員	田村 桂一 ・ 原田 剛

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>(1) 起案文書中の決裁、施行の処理日の記載漏れについて</p> <p>福生市文書管理規程第 15 条（起案文書の処理）の規定では、起案文書の作成に当たっては、起案用紙（別記様式第 7 号）を印刷することと規定されており、第 7 号様式では、決裁日、施行日を記載することとされているが、記載漏れが多数見受けられた。</p> <p>公文書の保存管理については、決裁印のある紙文書が原本であることから、決裁、施行のシステム上の処理は済んではいても、起案用紙が未記入のままだと起案文書が未施行のままの状況となるため、各処理が終わったら必ず記載をし、完結までの処理を徹底されたい。</p>	<p>福生市文書管理規程第 15 条の規定に従い、決裁印のある紙文書が手元に戻った際、システム上の処理と同時に決裁日、施行日を記載するよう徹底します。</p>
<p>(2) 嘱託医の勤務日数について</p> <p>福生市福祉事務所嘱託医設置規則第 3 条（勤務日数）によれば、「嘱託医は、月 5 日以上出勤して、勤務に従事する。」と規定されている。</p> <p>しかし実際には、嘱託医が月 2 日、精神科嘱託医が月 1 日審査会へ出席するほか、電話にて随時相談を受けるといった勤務状況とのことである。</p> <p>規則と実際の勤務状況の整合性が図られるよう、検討されたい。</p>	<p>福生市福祉事務所嘱託医設置規則で規定する勤務内容と実際の勤務内容との整合性が図られるよう、年度内に同規則の改正を行います。</p>

(3) 保護費追加支給分の精算について

保護費については、毎月の定例支給のほか、毎週追加支給が行われている。

この追加支給は至急支払が必要な場合を想定し、毎月資金前渡を受け、課長名義の口座に入金した後に、支給対象者それぞれに振り込み、もしくは窓口での現金支給を行っている。その残金の精算について、早いもので約2か月後、遅いものは約6か月後となっていた。

支給日を過ぎても未払となっているケースについて確認したところ、被保護者の様々な事情により、やむを得ないと思われるケースがある一方、職員の事務の遅滞によるものも見受けられた。

福生市会計事務規則第70条では、資金前渡を受けた時は、その用件終了後直ちに精算しなければならないと規定されている。

やむを得ないケースを除き、規則に基づき速やかな事務処理を行われたい。

職員の事務の遅滞により精算が行われないケースについては、福生市会計事務規則第70条に則り、速やかに事務処理を行うよう徹底します。